

保育士養成における施設実習の事前学習

—社会福祉士養成との比較を通して—

川崎 愛

I. はじめに

本学で保育士課程が開設されて5年目となり、3年生夏季の保育所実習、秋の施設実習の実施は3回目を迎えた。実習を行う3年次には、実習に欠かせない科目を段階的に履修済みで、そこで得た知識や技術を実習事前指導で確認しながら各自の実習課題を明確化していくのが望ましい。

しかし、未履修の科目が多く、本学の施設実習では実習先を個人で選択できないために、事前学習は実習施設に提出する個人表と実習計画書の作成に多くの時間と労力を費やしているのが現状である。ほとんどの児童福祉施設は保育士が法的に必置であるが、保育を学ぶ学生であっても施設保育士の存在は保育所保育士に比べて身近でない。

一方、社会福祉士を目指す場合には法制度や多様な利用者の状況、支援方法等を学ぶが実習施設以外には社会福祉士がいない施設もあり、他の職種からすると社会福祉士の職務は理解されにくい。

本稿では、施設保育士の職務に疎い保育士課程の学生と実習先で社会福祉士の職務への理解が必ずしも進んでいるとはいえない社会福祉士課程の学生との施設実習事前学習の内容を比較し、保育士課程の施設実習事前授業に取り入れる項目を検討することを目的とする。

II. 施設実習の目的

1. 保育士

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長による「指定保育士養成施設における保育実習実施基準について」という通知の第一として保育実習の目的が記されている。「保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能

力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。]

第二は履修の方法で実習種別（保育実習、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ）¹⁾、単位数、施設における実習日数、実習施設について定めている。

1回の実習日数は10日で、実習施設の種別は乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設（知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）、情緒障害児短期治療施設、障害者入所施設である。

保育実習Ⅰの目標は、

- ① 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。
- ② 観察や子どもとのかかわりをとおして子どもへの理解を深める。
- ③ 既習の教科の内容を踏まえ、子どもの保育および保護者への支援について総合的に学ぶ。
- ④ 保育の計画、観察、記録及び自己評価等について具体的に理解する。
- ⑤ 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に学ぶ

居住型児童福祉施設等及び障がい児通所施設等における実習の内容は、

- ① 施設の役割と機能
- ② 子どもの理解
- ③ 養護内容・生活環境
- ④ 計画と記録
- ⑤ 専門職としての保育士の役割と倫理

保育実習Ⅲ（保育所以外の施設実習）の目標は、

- ① 児童福祉施設等（保育所以外）の役割や機能について実践を通して、理解を深める。
- ② 家庭と地域の生活実態にふれて、児童家庭福祉及び社会的養護に対する理解をもとに、保護者支援、家庭支援のための知識、技術、判断力を養う。
- ③ 保育士の業務内容や職業倫理について具体的な実践に結びつけて理解する。
- ④ 保育士としての自己の課題を明確化する。

内容は、

- ① 児童福祉施設等（保育所以外）の役割と機能
- ② 施設における支援の実際（受容し、共感する態度、個人差や生活環境に伴う子どものニーズの把握と子ども理解、個別支援計画の作成と実践、子どもの家族への支援と対応、多様な専門職との連携、地域社会との連携）
- ③ 保育士の多様な業務と職業倫理
- ④ 保育士としての自己課題の明確化

2. 社会福祉士

文部科学省高等教育局長，厚生労働省社会・援護局長名で出された「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」の別表にある「相談援助実習指導」と「相談援助実習」のねらいは以下の通り。

「相談援助実習指導」のねらいは、

- ① 相談援助実習の意義について理解する。
- ② 相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。
- ③ 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。
- ④ 具体的な体験や援助活動を専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。

教育に含むべき事項には、施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的理解や実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解、守秘義務、記録方法の理解、実習総括レポートの作成、実習の評価全体総括会等11項目がある。

「相談援助実習」のねらいは、

- ① 相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。
- ② 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。
- ③ 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

教育に含むべき事項には、実習中の個別指導について、実習中の円滑な人間関係や援助関係の形成、支援計画の作成、権利擁護及び支援とその評価、チームアプローチの他、ア～クまでの8項目がある。

3. 共通点と相違点

実習では計画を立て、記録を取ることで着実に経験から学び、自己の課題を段階的に達成していく点は共通している。保育士課程において二回目の施設実習となる保育実習Ⅲの対象への知識、技術、判断力を養うという目標は、社会福祉士の相談援助に係る知識と技術についての理解と実践的な技術の体得も目指す方向は同じであろう。

一方の相違点は、保育所と施設それぞれ10日間の実習を3回行う保育士課程の学生と24日間同じ施設で実習をすることもある社会福祉士課程の違いを反映している。

保育士の施設実習では施設の役割と機能の理解、子どもの理解、保育士の役割の理解が中心となる。社会福祉士の場合は個別指導だけでなく集団指導の技術の体得、体験した援助活動を専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力

を涵養する。関連分野の専門職との連携のあり方の理解もねらいに含まれている。

Ⅲ. 施設実習に向けての学習

1. 本学における保育実習の事前指導

実習に直結する授業は2年生の秋semester「保育実習指導」から始まる。この授業では「流通経済大学 保育実習マニュアル」を用いて卒業するまでの保育実習関連科目の履修・単位取得の流れと保育士課程での実習の理解を目指している。マニュアルに記載している実習のねらいと具体的目標は以下の通りである。

実習のねらいとして

- ① 実習を通して保育に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的技術等を体得する。
- ② 保育士に必要な資質、技能、倫理、課題把握能力等、総合的能力等を涵養する。
- ③ 他の専門職との連携の仕方を実践的に理解する。

実習の具体的目標

- ① 現場体験を通して保育士として仕事をするうえで必要な「専門知識」、「専門援助技術」および「関連知識」の内容の理解を深める。
- ② 「基礎技能」「専門知識」および「関連知識」を実際に活用し、子どもと子育て家庭に対する支援業務に必要な資質・能力・技術を習得する。具体的には、保育計画を作成できるようにする。
- ③ 利用者の評価、自己評価をできるようにする。
- ④ 地域への働きかけの技術、能力を培う。
- ⑤ 利用者の権利擁護についての理解を深める。
- ⑥ 職業倫理を身につけ、専門職としての自覚にもとづいた行動ができるようにする。
- ⑦ 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化・理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。
- ⑧ 関連分野の専門職との連携の在り方およびその具体的内容を理解する。
- ⑨ 実習を通して利用者を理解するとともに、援助関係、信頼関係を築く能力を培う。
- ⑩ 施設や機関の経営やサービスマネジメントの仕方を学ぶ。

本学が厚生労働省の定める実習の目標より高い水準の学びを設定しているのは、4年制大学での保育士養成であることと、先行する社会福祉士養成を参考にしていることによる。

3年生になると学生は「保育実習Ⅰ」（保育所実習）と「保育実習Ⅱ」（施設実習）の2つの通年科目を履修し、実習を含めた事前・事後指導を受ける。

「保育実習Ⅱ」では最初に施設実習とは何かを理解するため、障害者施設や乳児院の

視聴覚教材を利用している。「社会的養護」や「社会的養護内容」では居住型児童福祉施設で数が多く入所児童の年齢、特質の幅が広い児童養護施設の理解に比重をおいているので、実習施設として複数ある障害児入所施設や乳児院について、利用者の状況や保育士の職務内容のイメージを抱けるようにする配慮である。

実習先は茨城県保育士養成校連絡会の持回りの幹事校が、施設の受け入れ状況と各学校からの希望をもとに時期、実習施設、人数等を割り当てている。それをもとに実習科目担当者が学生の関心やメンバーの組み合わせを勘案し各自の実習先を選定する。本学は県南に位置し、施設への通勤に長時間かかることに加えて、日勤以外の異なるシフトも体験できるよう、依頼するのは宿泊での実習が可能な施設に限定されている。

実習先の調整、決定後は個人で配布プリントに従って実習種別、実習施設の沿革や処遇方針、職員配置、周辺環境等を調べて発表する。

次に行うのは専門用語調べである。共通項目と児童分野か障害分野のいずれかに関係の深い用語²⁾をA4一枚にまとめたものを実習先に応じて一人2枚(2種類)配布する。意味を調べて施設ごとに発表し、3枚分30項目を理解する。これらの作業を経て、各自「個人票」「実習計画書」の作成にあたる。

「個人票」には所属、連絡先、写真の他、自己紹介事項として「趣味」「特技」「性格の自己評価」「本機関・施設での実習を希望した理由」を書く欄を設けている。

「趣味」「特技」はスポーツ、音楽、創作など実習先で活用できそうな事柄を、「性格の自己評価」はプラスの表現で書くよう促している。

実習の希望理由は、前述の通り配属は教員が行っているもので、実習種別による入所者や職員配置、実習施設の特性をふまえて、どのようなことを学びたいかを考えて記述する。

利用者の年齢、職員の役割、24時間の入所施設であること等、保育所との違いに注目すると自分なりの課題が見つかりやすいことを伝えているが、例年全員の下書き完成までに授業の3回分以上を要する。

「実習計画書」は実習の共通目標は記載してあるので、各自の目標とその実現方法を三期に分けて記入する。「個人票」の実習の希望理由であげた事柄との関連で個人のテーマは決定する。目標はどの程度達成したかを自分で判断できるよう、「入所児童全員の名前と好きなことを覚える」、「職員全員の名前と職種を知る」等、具体的に記す。

「個人票」「実習計画書」の作成は、いずれも施設の機能や入所者の状況、職員の役割をある程度理解していることが大前提となっている。施設に送付する「個人票」「実習計画書」「誓約書」が完成した後、春 Semester の最後に実習施設への電話のかけ方を練習する。

夏休み中に事前訪問の打ち合わせが必要な施設があるため、同じ実習先のメンバーで都合のよい日時を複数調整し、適切な電話の受け答えを学んでおく。

秋 Semester 開始後は夏休み中に行った保育所実習を振り返り、施設実習に活かせるようなことを発表する。10月になると各施設の事前訪問が終わるのでその報告、訪問の際に職員から資料を渡されたり壁面制作の依頼等がある場合はそれらに対応する。

前後して実習ノートの書き方について学ぶ。方法としては、実習ノートの意義を話した後、教員が作成した悪い例の一日分の実習ノートを各自で添削し、どのような書き方が望ましいか意見を出し合っている。

2. A大学における社会福祉実習の事前指導

社会福祉士養成をしていた筆者の前任校で2005年に行ったアンケートの検討結果を紹介する³⁾。

A大学では社会福祉現場実習（現在の科目名は「相談援助実習」）の事前学習（現在の科目名は「相談援助実習指導」）は「社会福祉実習Ⅰ」という科目で、現場実習を行うのに必要な単位を取得した3年生が春 Semester に履修していた。

1週2コマ、計60時間で、実習の目的・意義、方法、実習の目標や課題の設定、個別計画書の作成、記録の取り方、施設・機関や利用者理解のための講義（実習受け入れ施設の指導者にも依頼）などを個別、集団、演習等、内容に合わせて様々な形式で行った。

ちなみに「社会福祉実習Ⅱ」は厚労省令により定められた施設・機関での24日180時間以上の配属実習、「社会福祉実習Ⅲ」は実習終了後の4年生春 Semester 1週2コマ計60時間の事後学習を指す。

アンケートは「社会福祉実習Ⅲ」の履修者に担当職員職種、実習開始までの準備、実習業務、実習中不十分だと感じたこと、現在の取り組み、大学での事前指導に取り入れると良いことの6項目の回答を求めた。

現在は施設での指導者は社会福祉士であるが、当時は介護福祉士やケアマネージャーの資格を持つ生活支援員や保育士で社会福祉士の比率は低かった。実習先の多くは生活施設であるため利用者の日常生活支援が中心で、他職種の職員が実習担当の場合は自分の実習の位置づけが曖昧になったり、他職種間の連携がどのように行われているかを知るのに困難が生じた。介助技術や病気・障害の知識やレクリエーションのレパートリーが不足しても言葉遣いに自信が持てず職員や利用者への関わりは消極的なものに留まることもあった。最低限の準備として施設の機能・役割、関連制度の理解と社会福祉士（社会福祉専門職）の仕事内容の把握をし、利用者を理解するための直接的な援助技術を学んだ。

「社会福祉実習Ⅰ」の課題としては、実習担当職員の影響や用いる場面の多さから介護・保育などの実践的な技術の習得への要求が他を包含していた。

事前指導で取り入れると良いことは、施設職員や先輩からの情報を配属前に収集できるようにする、視聴覚教材を用いて介護・保育技術や障害のあるひとへの実践的な個別

援助方法、病気の症状や対処法を学ぶことが挙げられた。方法として施設種別ごとに分かれてのグループ学習や短期の観察実習を課題に加えるとよいとの指摘もあった。面接方法、記録の取り方、組織で働く際の言葉遣いの指導や「社会福祉実習Ⅲ」の内容を予め知り、実習で学ぶ点を明確化したいとの意見も出た。

IV. 「保育実習Ⅱ」に関するアンケート

1. 実施概要

アンケートは保育士課程の4年生が全員履修している「保育総合演習」の時間を借りて6月に実施した。

アンケート項目は施設種別と担当職員の職種、実習開始までに行った準備、事前訪問後に行った準備、主な実習内容、知識・技術・マナーなどで不十分だと感じたこと、事前指導の授業で取り入れると良いことの6つで構成した。

2. 結果

「保育実習Ⅱ」受講者24名のうち20名から有効回答を得た。

実習担当職員は、児童養護施設の場合は一人を除き児童指導員、乳児院、障害児入所施設ではほぼ保育士が担当、一か所副寮長が担当した施設もあった。

実習開始までに行った準備で各施設共通しているのは、健康管理や生活習慣改善とアクセスを含む施設についての学習である。髪を染めたという記述もあった。

児童養護施設に行く学生は自己紹介の方法や、音楽やファッションなど学童以上の子どもとの話題作りを考えた。乳児院が実習先の場合は職員の役割とともに月齢、年齢ごとの子どもの様子を再度確認した。障害児者施設は上記に加えて障害を理解するための学びがある。

事前訪問後に行った準備（職員からのリクエストを含む）はエプロンやチノパン等を購入するなど持ち物の準備、アクセス確認、施設から渡された資料を読む等施設の理解は共通している。壁面制作の準備も複数の施設からリクエストがあった。児童養護施設に行く学生は自己紹介の方法を考え、障害児入所施設や乳児院に行く学生は手遊び、読み聞かせの練習をした。施設からの要望で下書き用に実習ノートをコピーしたり、インフルエンザの予防接種を受けた学生もいる。その他、実習で学びたいこと、学ぶべきことをいつでも言える状態にする一方で、実習施設周辺の買い出しできるお店の確認をした。

実習内容は児童養護施設では掃除、洗濯に多くの時間を費やす。早番では、朝子どもを起こす、朝食準備、見送り、日勤では幼児の世話（入浴介助を含む）、遅番では小中学生の宿題を見たり、夕食、寝かしつけなどを行った。

乳児院では食事（調乳・授乳）、排泄など生活全般の介助と遊びの提供が中心となる。居室の掃除、洗濯（干す、取り込む、たたむ）は他の施設同様であるが、玩具消毒や遅番には入浴補助がある。

障害分野の施設では、食事、排泄、入浴（着脱）の介助、起床・就寝時の声かけといった直接支援と掃除、洗濯、食器洗いなどの間接支援をした。作業の援助をしたり手遊びや歌を用いた利用者とのコミュニケーションの時間が多かった施設もある。その他間接支援では壁面制作を行った。

不十分だと感じたことは実習内容を反映している。

児童養護施設では掃除、洗濯といった「生活力」の不足、子どもの宿題をみる際に小学生が習う小数点以下の計算方法など忘れていたことがあり困った、車の中の灰皿の注意を受けた。実習中の言葉遣い、養育歴に書かれた専門用語が分からないなど敬語の使い分け、専門知識に未熟さを感じた。

乳児院では施設全般の知識、各月齢・年齢の（発達に関する）理解、日誌の記入、夜勤への対応（目覚ましのかけ忘れ）に苦労した。

障害分野の施設では障害の種類や特徴といった知識、食事、排泄、入浴の介助方法、声かけのタイミング、手遊びのレパートリー、生活力、施設の規則に沿った行動との記載があった。一方で、「技術面で不十分と感じない方がおかしい。悔しさをバネにした」学生もいる。

事前指導で取り入れるとよいことで複数の回答があったのは実習ノートの書き方である。

具体的には感想と考察の違い、悪い例だけでなく良い書き方も学びたい、という要望があった。利用者（障害の種類を含む）や施設を理解するための追加資料の配布、歌・手遊びや壁面指導、部分実習の計画、技術面と学ぶ姿勢、マナーの他、先輩の話を書くという記述も見られた。

3. 考察

施設実習を行う学生は既に保育所での実習を終えているので、種別や形態を問わなければ2回目の実習となる。当然のことであるが保育所では（乳）幼児が対象で、施設実習では乳幼児から学童、中学生、高校生、それ以上と年代の幅が広い。障害領域では担当したグループの利用者の平均年齢が60歳を超えていた例もある。保育所実習と比べて、利用者の多様性が際立っているにも関わらず、保育士課程では社会福祉士課程ほどには施設利用者理解についてのカリキュラムは手薄である。そのため障害に関する知識の不足や成人に対する食事、排泄、入浴などの介助方法や声かけのタイミングに困難が生じるのは想像に難くない。乳児院での子どもの発達への理解は、学生が準備した以上の正確かつ精緻な知識が求められた。児童養護施設では、必ずしも保育士課程の学習を経験

していない児童指導員のもと掃除、洗濯などの間接支援に多くの時間を費やしている。直接支援では小学生の宿題を教えるのに苦労した。

社会福祉士課程の学生が介護技術や保育技術に不安を感じるのは、カリキュラムや職務からして当然で、この点については養成課程の見直しにより改善されている。

保育士課程の学生が歌・手遊びや壁面指導、部分実習の計画に不安があるのは、対象が必ずしも幼児ではなく反応が予測できないためであろうか。既習であることを前提とした実習施設の期待が学生にとっては重荷となっている。

記録に関しては保育士、社会福祉士どちらの実習の目標にも掲げられているが、両者ともに不十分と感じており、事前指導で割く時間を増やすなど改善の必要がある。

同時に実習計画書の提出が7月下旬で、実習開始は10月下旬から11月上旬と期間が空くので自分の「実習で学ぶこと、学ぶべきこと」を確認し、実習中常に意識することは実習への取り組みのみならず、記録を書く助けとなる。

V. おわりに

本学の施設実習事前指導はA大学の社会福祉士実習と比べて約半分の時間で行っている。

2年生秋 Semester 「保育実習指導」、同時期に開講している「保育実習Ⅰ」があるにしろ、有機的な施設実習事前指導が展開できていないのは反省点である。

専門用語の理解や技術の不足は「社会的養護」、「社会的養護内容」をはじめとする資格必修科目で、さらに実習を意識した実践的な内容が検討されてよい。

例年、福祉実習委員会の協力で実習を終えた先輩の話聞く機会を設けている。

ただし実習科目は龍ヶ崎のみの開講、施設実習を行う3年生は水曜日、それ以外の学年は火曜日に全員揃う。2年生「保育実習指導」の後半に保育士課程全ての実習を終えた4年生の発表を聞く機会を定型化していくことを提案したい。

実習ではこれまでの学びが集約的に顕在化するが、居住型施設での宿泊実習はそれに加えて生活をも露呈する。

事前学習で取り入れるとよいことに「学ぶ姿勢」や「マナー」という意見があった。

その中身については不明なので、実習を終えた後の授業での振り返りを丁寧に行い可能な範囲で事前学習に取り入れることも考えられる。

本稿は保育士、社会福祉士どちらも学生の振り返りに基づく考察である。今後は保育士資格科目担当者や実習施設側の意向をふまえ、知見を深めることで授業に反映させていきたい。

注

- 1) 本学では必修の「保育実習」が「保育実習Ⅰ」, 「保育実習Ⅱ」, 選択必修の「保育実習Ⅱ」(保育所)が「保育実習Ⅲ」, 「保育実習Ⅲ」(施設)が「保育実習Ⅳ」に該当する。
- 2) 「共通項目」は措置と契約, 民生委員・児童委員, 障害者自立支援法, 子ども・子育て新システム, 社会福祉法人, ノーマライゼーション, エンパワメント, QOL, アセスメント, カンファレンス。「児童分野」は児童福祉法, 児童憲章, 児童の権利に関する条約, 児童虐待の防止等に関する法律, 児童相談所, 福祉事務所, 児童家庭支援センター, 里親制度, 反応性愛着障害, 分離不安障害。「障害分野」は知的障害, 身体障害, 精神障害, 発達障害, 自閉症, ダウン症, 身体障害者福祉法, 知的障害者福祉法, 発達障害者支援法, 療育手帳。
各分野10項目あり, 実習先に応じてそれぞれ2分野調べる。調べなかった領域は発表を聞くことで補う。
- 3) 川崎愛(2006)『社会福祉実習Ⅰ』の具体的展開とその課題」常磐大学『コミュニティ振興研究』第6号

文献

- 川崎愛(2012)「施設実習の内容」林・谷田貝監修, 高橋・小野編著『保育実習』一藝社, 100～110頁